

経済振興委員会 報告資料

博多港西防波堤への船舶衝突事故に伴う  
油流出事故に関する対応等について

令和3年12月

港湾空港局

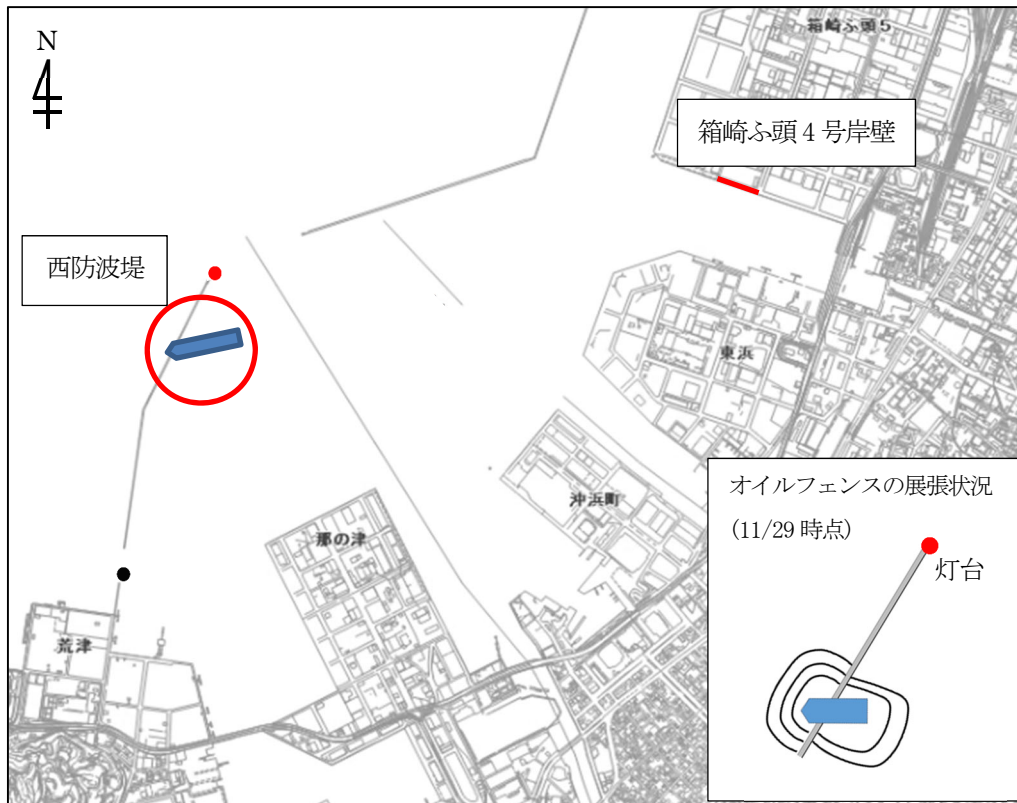
## 1. 概要

### (1) 事故発生日時

令和3年11月28日（日）午後11時45分頃

### (2) 場 所

福岡市中央区那の津5丁目地先 西防波堤北側



### (3) 衝突船の概要

- ① 船 主 : RISING SUN LINE, S.A. (日本)
- ② 船 名 : LADY ROSEMARY (レディ ローズマリー)
- ③ 船 籍 : パナマ
- ④ 全 長 : 143メートル
- ⑤ 総トン数 : 9,576トン
- ⑥ 乗組員 : 22名(日本人2名、フィリピン人20名)
- ⑦ 積載貨物 : バナナ

#### (4) 油の回収について

(福岡海上保安部発表)

- ① 燃料搭載量：約 460 キロリットル
- ② 油の回収量：約 311 キロリットル(海水含む)
- ③ 船内残燃料：約 137 キロリットル

※福岡海上保安部の発表では、単位がトン表記とキロリットル表記で混在しているため、キロリットルに換算した。

上記①から②と③を単純に差し引きすると、油流出量は約 12 キロリットルとなるが、吸着マット等により大部分は回収したと考えられる。

#### (5) 事故原因

(福岡海上保安部発表)

操船指揮していた船長が、レーダー等を使用した十分な見張りをせず、自船の位置を誤認したまま漫然と航行させたもの。

なお、福岡市が福岡海上保安部に聴取したところ、

「船長が南方にある別の灯台を、本来目標とすべき中央航路の灯台と思い込み、レーダー等の航海計器を使用して自船の正確な位置を確認することなく航行を続けた行為が事故の原因」と説明があった。

#### (6) 港湾施設への影響

船舶の衝突による防波堤の損傷（幅約 20 メートル×奥行約 4 メートル）

#### (7) 事案の概要

- 11 月 28 日午後 11 時 30 分頃、貨物船「LADY ROSEMARY」が箱崎ふ頭 4 号岸壁を離岸し、神戸港に向けて出港。同日午後 11 時 45 分頃、西防波堤に衝突し、船首部分が防波堤に乗り揚げ。
- 人的被害は生じなかったものの、船首部分から燃料油が流出。影響範囲は次のとおり。
  - 〔海域〕 防波堤(沖側)から、志賀島南西海域にかけて浮流油を確認。また、防波堤(港内側)から、箱崎ふ頭、須崎ふ頭にかけて浮流油を確認。
  - 〔陸域〕 主に箱崎ふ頭から須崎ふ頭の岸壁にかけて、油や油のついた漂着物を確認。
  - 〔河川〕 那珂川、御笠川で浮流油を確認。

- 海域、陸域、河川において、原因者、福岡海上保安部、福岡市漁業協同組合、福岡市港湾建設協会、福岡市等が油回収等を実施。
  - ※ 大量の油の排出があったときは、船舶所有者が排出油等の防除のため必要な措置を講じなければならないとされている。
    - 【海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海防法)】
    - ※ 福岡海上保安部から福岡市に対して、海防法に基づき必要な措置を講ずるよう要請がなされた。
- 船体の破損燃料タンクからの油の抜取りは12月5日に完了し、12月7日に原因者が船舶を防波堤から曳き降し、一旦中央ふ頭へ着岸後、船体検査等を行って、香椎パークポートへ移動。12月18日、船体修理のためにフィリピンへ出港。
- 12月10日、福岡県が「福岡市漁業協同組合が博多湾で底引き網の試験操業を実施し、この調査に、県水産海洋技術センターも同行し、流出油による水産物への影響がないことを確認した」と発表。
- 12月14日、福岡市(環境局)が公共用水域の環境モニタリングを実施し、同16日に博多湾海域の環境基準点で油分不検出(速報値)。
- 12月16日、福岡市(港湾空港局)が海岸域の水質調査を実施し、事故により流出した油が認められないことを確認。
- 油回収作業及び防波堤や岸壁などの清掃作業が完了したことから、12月20日に福岡市漁業協同組合、同21日に福岡海上保安部及び福岡市が事故現場及び周辺海域の状況を確認。
- 12月22日、福岡海上保安部、福岡市漁業協同組合、福岡県、福岡市などからなる関係者会議が開催され、油防除作業の終結を関係者間で合意。
  - なお、福岡市漁業協同組合から原因者に対して、水産物への影響調査の要請がなされ、原因者は承諾。

## 2. 油回収等に携わった関係機関・団体

福岡海上保安部、福岡市漁業協同組合、福岡市港湾建設協会、九州地方整備局、福岡県、福岡県警察、福岡市

## 3. 今後の対応

### (1) 被害補償の請求

- ・福岡市漁業協同組合等との連携による被害の補償に関する請求

### (2) 防波堤の復旧

- ・原因者負担による防波堤の原状復旧

### (3) 災害対応力の強化

- ・福岡海上保安部、福岡市漁業協同組合、福岡市港湾建設協会等との連携による更なる災害対応力強化

## 【参考資料】

### (本事案の主な経緯)

■ 11月28日	・ 出港中の貨物船が西防波堤に衝突、油流出
■ 11月29日	・ 海上保安部が防波堤にオイルフェンスを設置 (防波堤を挟んだ沖側、陸側) ・ 海上保安部より市へ油防除措置の要請 ・ 市及び市漁協が吸着マット等を用いた油回収、攪拌作業を開始 ・ 市港湾建設協会が防波堤にオイルフェンスを設置 (沖側2重化、3重化、陸側2重化) ・ 海上保安部が主催する、原因者、市漁協、九州地方整備局、県、市等による関係者会議(以下「関係者会議」)の開催
■ 11月30日	・ 市が沿岸パトロール及び岸壁等に漂着した油の回収作業を開始 ・ 市漁協が志賀島漁港及び弘漁港の入口にオイルフェンスを設置 ・ 市営渡船志賀島航路(博多～西戸崎～志賀島)のうち西戸崎～志賀島間を欠航し、タクシーによる代替運行を実施 ・ 原因者による攪拌作業を開始 ・ 原因者が破損燃料タンクからの油抜き取り作業を開始 ・ 関係者会議の開催
■ 12月 1日	・ 原因者が油回収装置を投入し、オイルフェンス内の油回収作業を開始 ・ 消防艇による油の攪拌作業を開始
■ 12月 2日	・ 市が油回収装置を投入し、オイルフェンス内等の油回収作業を開始 ・ 関係者会議の開催
■ 12月 3日	・ 原因者が防波堤にオイルフェンスを設置(陸側3重化) ・ 関係者会議の開催
■ 12月 5日	・ 原因者が破損燃料タンクからの油抜き取りを完了 ・ 原因者が防波堤にオイルフェンスを設置(陸側4重化)
■ 12月 6日	・ 関係者会議の開催
■ 12月 7日	・ 原因者が船舶を防波堤から曳き降し、一旦中央ふ頭へ着岸後、船体検査等を行って、香椎パークポートへ移動
■ 12月 8日	・ 市営渡船志賀島航路の西戸崎～志賀島間の運航を再開
■ 12月 9日	・ 関係者会議の開催
■ 12月10日	・ 県が「流出油による水産物への影響がないこと」を発表
■ 12月14日	・ 海上保安部が事故原因を発表 ・ 市(環境局)が公共用水域の環境モニタリングを実施し、同16日に博多湾海域の環境基準点で油分不検出(速報値)
■ 12月16日	・ 市(港湾空港局)が海岸域の水質調査を実施し、流出した油が認められないことを確認
■ 12月18日	・ 船体修理のためにフィリピンへ出港
■ 12月20日	・ 市漁協が事故現場及び周辺海域の状況を確認
■ 12月21日	・ 海上保安部及び市が事故現場及び周辺海域の状況を確認
■ 12月22日	・ 関係者会議にて油防除作業の終結を合意